

部会運営に関する規定

放射線審議会令（最終改正：平成24年9月14日 政令第235号）（抜粋）

（専門委員）

第一条 放射線審議会（以下「審議会」という。）に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、放射線障害の防止に関し学識経験のある者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。
- 3 専門委員は、非常勤とする。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第二条 審議会に、その所掌事務を分掌させるため、その定めるところにより、部会を置く。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員のうちから互選された者がこれに当る。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

（議事）

第三条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

放射線審議会運営規程（最終改正：平成26年4月4日 放射線審議会）（抜粋）

（部会への附託）

第七条 会長は、審議会に対し、関係行政機関の長から諮問があった場合において、必要があると認めるときは、諮問に係る事案を部会に附託するものとする。

（部会の議決）

第八条 部会の議決は、あらかじめ総会の定めた事項については、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

- 2 部会の議決であって、他の部会の審議に附することが適当と認められるものについては、会長は、当該議決に係る事案を当該部会に附議し、その議決を経た後でなければ、前項の同意をしてはならない。
- 3 会長は、第1項の同意をした議決を、次回総会に報告しなければならない。

(部会の召集)

第九条 部会は、部会長が召集する。

- 2 部会長は、あらかじめ部会の開催の日時及び場所並びに部会に附議すべき事項を記載した書面を部会に所属する委員及び専門委員に発して召集の通知をするものとする。
- 3 部会長は、部会に所属する総委員の3分の1以上の者から部会に附議すべき事項を示して部会を召集すべき旨の請求があった場合には、当該請求があった日から20日以内にこれを召集しなければならない。

(議事の公開)

第十条 部会の議事、議事録及び会議資料は公開する。ただし、部会長が議事、議事録及び会議資料を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書きの規定により部会の議事、議事録及び会議資料を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(議長)

第十一条 部会長は、議長として部会の議事を掌理する。

(部会に所属する委員及び専門委員以外の者の出席)

第十二条 議長は、必要があると認めるときは、部会に所属する委員及び専門委員以外の者を部会に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

- 2 原子力規制庁及び議案の審議に必要な関係行政機関の職員は、前項の規定にかかわらず、部会に出席することができる。

(緊急議案)

第十三条 部会においては、出席した部会に所属する委員の3分の2以上の同意を得たときに限り、第九条第2項の規定によりあらかじめ通知があった事項以外の事項についても議決することができる。